

ご 案 内

1. 当院は、厚生労働大臣が定める施設基準による看護を行っている保険医療機関です。

- ・ A2 病棟、B5 病棟では、精神病棟入院基本料 18 対 1 入院基本料、A3 病棟、B4 病棟では精神療養病棟入院料を算定しております。
- ・ A2 病棟では、1 日平均 3 人以上の看護職員（看護師・准看護師）、B5 病棟では、1 日平均 4 人以上の看護職員（看護師・准看護師）、A3 病棟、B4 病棟では、1 日平均 4 人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び看護補助者が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は次の通りです。

時間帯ごとの看護要員の最大受け持ち患者数

時間帯 \ 病棟	A2 病棟	A3 病棟※	B4 病棟※	B5 病棟
9 時～17 時	18 人	15 人	15 人	18 人
17 時～9 時	25 人	26 人	30 人	30 人

※A3 病棟、B4 病棟は看護職員（看護師・准看護師）及び看護補助者

- ・ 日中 9 時～17 時の間、A2 病棟、B5 病棟では、入院患者 18 人に 1 人以上の看護職員(看護師・准看護師)、A3 病棟、B4 病棟では、入院患者 15 人に 1 人以上の看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者が勤務しております。
- ・ 夜間 17 時～朝 9 時の間、A2 病棟では入院患者 25 人に 1 人の看護職員（看護師・准看護師）、A3 病棟では、入院患者 26 人に 1 人の看護職員（看護師・准看護師）及び看護補助者が、B4 病棟では、入院患者 30 人に 1 人の看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者が、B5 病棟では入院患者 30 人に 1 人の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しております。
- ・ 当院は、看護、給食及び寝具設備の基準による看護を行う保険医療機関ですので患者様の負担による付添看護は認められておりません。

2. 当院は、入院食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は、栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

3. 当院は、精神科作業療法の施設基準に係る届出を行っており、患者の社会生活機能回復を目的として、患者一人当たり 1 日 2 時間の作業実施を標準とする治療を提供しております。
4. 当院は、医療保護入院診察料の施設基準に係る届出を行っており、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院の患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合に、患者一人につき当該入院期間中 1 回に限り算定しております。
5. 当院の A2 病棟、B5 病棟では、看護補助加算 2 の施設基準に係る届出を行っており、1 日に看護補助を行う看護補助者数は常時、当該病棟の入院患者数の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上で勤務しております。
6. 当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を通じて患者さんの診療情報を取得活用し、質の高い医療の提供に努めております。令和 6 年 12 月より医療情報取得加算として初診時 1 点、再診時 1 点（3 ヶ月に 1 回）診療報酬にて算定します。
7. 当院は入院ベースアップ評価料及び外来ベースアップ評価料を算定し医療従事者の処遇改善にその全額を充当し、医療従事者が安心して職務に従事することを目的に算定しております。
8. 当院は、厚生労働大臣が定める医療安全管理体制、褥瘡対策、感染対策、サイバーセキュリティ対策を行っております。
9. 当院は、精神医療看護向上と後輩育成のために、実習生を受け入れております。尚、実習にあたり知り得た患者様・ご家族に関する情報について、口外しない事を周知徹底しております。

令和 7 年 5 月 1 日

医療法人聖和会 つくば病院
院 長 佐賀 健二